

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく 市町村基本計画（原案）について

1 改訂の趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「DV防止法」という。)」が平成20年1月に改正され、「DV施策の実施に関する基本的な計画（DVに関する市町村基本計画）の策定」が市町村の努力義務となりました。本市では、DV防止法に基づく市町村基本計画（以下、「DV防止計画」という。）を平成23年1月に策定しました。

この計画は、第3次横浜市男女共同参画行動計画の中に位置づけられています。現行計画が平成28年3月31日をもって期間満了となることに伴い、改訂するものです。

2 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

3 パブリックコメントの実施

DV防止計画（素案）の内容については、昨年9月の常任委員会で御報告いたしました。その後、第4次横浜市男女共同参画行動計画（素案）に関するパブリックコメントを平成27年10月19日から11月20日まで実施しました。

(1) DV防止計画に関するパブリックコメントの結果

意見数52件（応募数25通） 【男女共同参画行動計画全体：158件（応募数84通）】

(2) DV防止計画に関するパブリックコメントの反映状況

意見数52件のうち、19件については、趣旨を踏まえて原案に反映しました。

原案に反映等ができなかった御意見についても、今後の施策の推進の参考とします。

意見の分類	主な意見	件数	
素案を修正したもの	支援方法や部署名の記載は被害者保護のために削除すべき	3件	19件
	夜間や休日の体制について記載が必要	1件	
	保護された母子世帯の状況について、横浜の現状が必要	1件	
	横浜市でも実施している男性相談の記載が必要	1件	
	ステップハウスや母子寮、法律相談を記載すべき	1件	
	転居した人が行政の手続きに困らないような支援が必要	1件	
	その他	11件	
素案に賛同いただいたもの	DV被害を受けた女性とその子どもへの支援を充実すべき	2件	6件
	DV被害者の就労や住宅の支援を充実すべき	2件	
	その他	2件	
参考とさせていただくもの	成果指標に身体的暴力を入れたほうが良い	3件	27件
	DVを目撃した子どもへの心身のケアを充実してほしい	3件	
	その他	21件	
計			52件

4 DV施策に関する基本方針及び主な事業内容（修正点は下線で表記）

基本方針1 相談支援体制の充実

横浜市DV相談支援センターの安定的な運営を行うとともに、関係機関と連携し、安心して相談できる体制を充実します。また、職員等への研修等を充実し、支援者の育成と資質向上を図ります。

<主な事業>

① DV相談支援センター機能の発揮	③ 関係機関との連携による相談体制の充実
② DV相談支援センターの相談・支援スキルのレベルアップ及び専門性の向上	④ 相談窓口における安全性の確保とプライバシー等の保護
	⑤ 男性被害者への支援の充実

基本方針2 DV被害者の安全・安心の確保と自立支援策の充実

DV被害者の自立への支援にあたっては、精神的、経済的な問題を始め、住まいの確保、就業、子どもへの支援等、様々な課題を解決する必要があります。関係機関や民間団体と連携し、被害者の自立に向けた切れ目のない支援を行います。

<主な事業>

① 関係機関、民間団体との連携による一時保護の実施	⑦ 住宅確保の支援
② 危機管理の徹底のための取組	⑧ 就労支援・経済的支援
③ 保護命令制度の情報提供等	⑨ 外国人・高齢者・障害者など複合的に困難を抱える人への支援
④ 身体的・ <u>精神的な支援</u>	⑩ 関係部署、関係機関等との連携
⑤ <u>自立に向けた継続的な支援</u>	⑪ 証明書の発行
⑥ <u>子どもの支援</u>	

基本方針3 暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及等の取組の推進

暴力の根絶に向けて、DVの正しい理解の促進に取り組みます。また、若い世代への啓発が重要であるため、中学・高校・大学を対象に、暴力防止の理解を深めるための講座等を実施します。

<主な事業>

① 相談窓口の周知及びDVの正しい理解の促進	④ 若い世代向けの周知媒体の充実
② 関係機関・民間企業等との連携	⑤ 加害者対策
③ 若い世代に向けた暴力防止の啓発強化	

5 成果指標

DV防止計画における成果指標	現状値	目標値
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①【精神的暴力】交友関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	①32.2%(26年度) ②53.7%(26年度) ③52.6%(26年度)	①、②、③ 100%

※これらの暴力に対する認知度を上げることで、比較的認知度が高い身体的暴力を含めたすべての暴力に対する認知度が向上されることを目的に設定

6 今後のスケジュール

2月下旬 パブリックコメント結果の発表

2月末 計画の確定

3月 計画の公表

【参考①】素案を修正・追加した主なもの

主な意見	修正内容
保護された母子世帯の状況について、横浜の現状が必要	<p>【修正前】 「各都道府県に設置されている婦人相談所には暴力の被害者等により一時保護される女性に伴って家族も保護されていますが、<u>同伴家族の約98%が18歳未満の子どもです。</u>」</p> <p>【修正後】 「<u>横浜市では26年度に一時保護した件数のうち、約半数が子どもを同伴した母子世帯です。</u>」</p>
夜間や休日の体制について記載が必要	<p>【追加】 「DV相談支援センター等において、夜間・休日の電話相談体制を引き続き確保します。」</p>
男性相談は横浜市にはないのか。	<p>【追加】 「DV相談支援センターにおいて、性別を問わず相談を受け付けます。」</p>
具体的な部署名や具体的な保護方法が書かれており、加害者も見ることができるものであるので危険だ。	DV被害者支援に関連する業務を行う具体的な施設名称、部署名や事業名を削除
前回の計画にあったステップハウスや母子寮のこと、法律相談が今回の計画にない。入れるべきではないか。	<p>【追加】 「⑤自立に向けた継続的な支援 ・婦人保護施設やステップハウスを設置している民間団体と連携し、相談・支援を行います。 ・18歳未満の子どもを養育しているDV被害者を母子生活支援施設において保護するとともに、心身と生活の安定のために、生活支援・就労支援など、自立に向けた支援を行います。 ・婚姻関係（離婚等）、親権及び財産等の相談について、法テラス神奈川や横浜弁護士会等と連携し、法律相談や法律講座の情報提供を行います。」</p>
転居した人が行政の手続きに困らないような支援が必要	<p>【追加】 「<u>DV相談支援センターでは、DVから脱した後の生活において、就労や児童手当等の各種手続きが円滑に進むよう、『配偶者からの暴力の被害者に関する証明書』を発行するとともに、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する制度を適切に運用し、DV被害者を支援します。</u>」</p>

【参考②】パブリックコメント応募者の属性

ア 性別・年代別

年齢	割合	合計	女性	男性	無回答
20歳代以下	0.0%	0	0	0	0
30歳代	12.0%	3	1	2	0
40歳代	8.0%	2	0	2	0
50歳代	40.0%	10	10	0	0
60歳代	28.0%	7	7	0	0
70歳代以上	0.0%	0	0	0	0
無回答	12.0%	3	0	0	3
合計	100.0%	25	18	4	3

イ 性別・職業別

職業	割合	合計	女性	男性	無回答
自営業	4.0%	1	1	0	0
会社員・公務員	28.0%	7	4	3	0
派遣・契約社員	8.0%	2	2	0	0
公益法人・NPO・NGO	28.0%	7	5	1	1
その他	24.0%	6	6	0	0
無回答	8.0%	2	0	0	2
合計	100.0%	25	18	4	3

(案)



第4次

横浜市男女共同参画行動計画

～誰もが安心と成長を実感できる
日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市の実現に向けて～

原案（概要版）

平成 年 月

横浜市

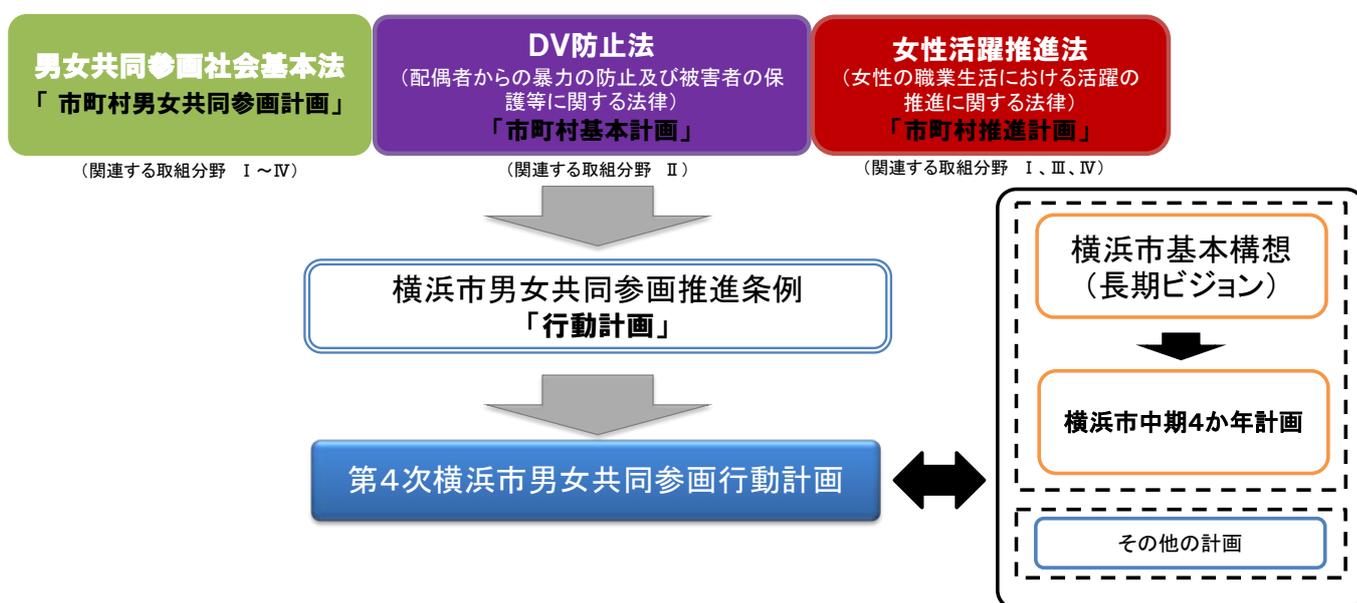
第4次横浜市男女共同参画行動計画について

行動計画の枠組み

1. 位置づけ

本計画は、「横浜市男女共同参画推進条例」（以下、条例という）第8条に基づく行動計画であり、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV*防止法）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する計画にあたります。

*「ドメスティック・バイオレンス」略して「DV」。この計画及び「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」では、配偶者等からの暴力という意味で使用します。



2. ねらい

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

基本理念（横浜市男女共同参画推進条例第3条から要約）

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による、固定的な役割分担等が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 政策及び方針決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動とその他の社会生活における活動とが円滑に行えるよう配慮すること
- 5 男女の互いの性の理解と決定の尊重、女性の生涯にわたる健康の維持
- 6 国際的な理解と協力
- 7 夫等からの女性に対する暴力等の根絶

3. 計画の期間

平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 か年とします。

4. 基本認識と計画体系

横浜市が今後、発展・成長を続けていくには、男女の別なく、経済活動や地域活動において活躍できる機会が数多く開かれているとともに、安心して生活を送ることができる環境づくりが重要です。

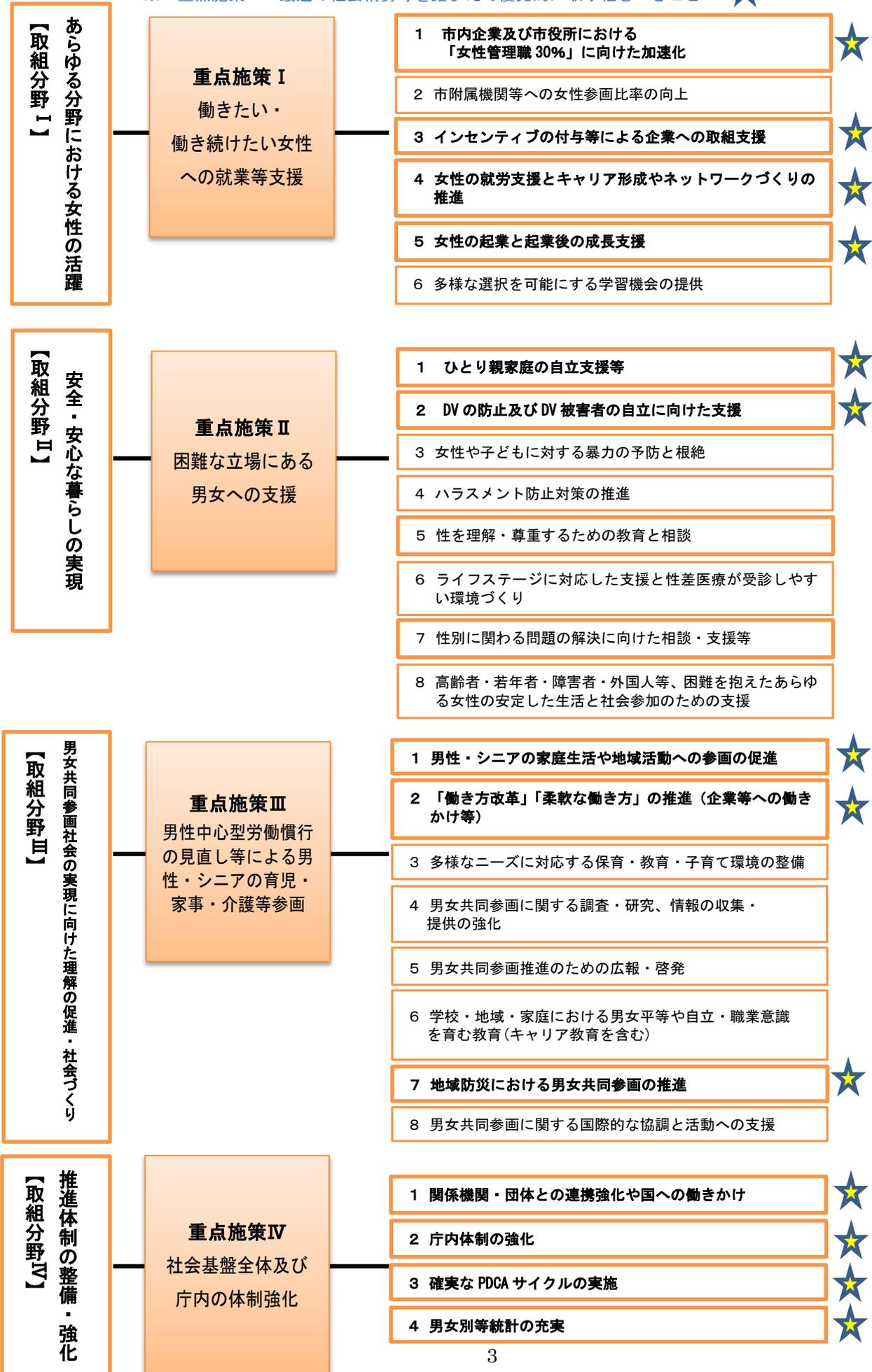
このため、「誰もが安心と成長を実感できる、日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市の実現」に向けて、市の現状や特徴等を踏まえた「4 つの重点施策」と「4 つの取組分野」ごとの具体的事業を進めていきます。



第4次横浜市男女共同参画行動計画の体系

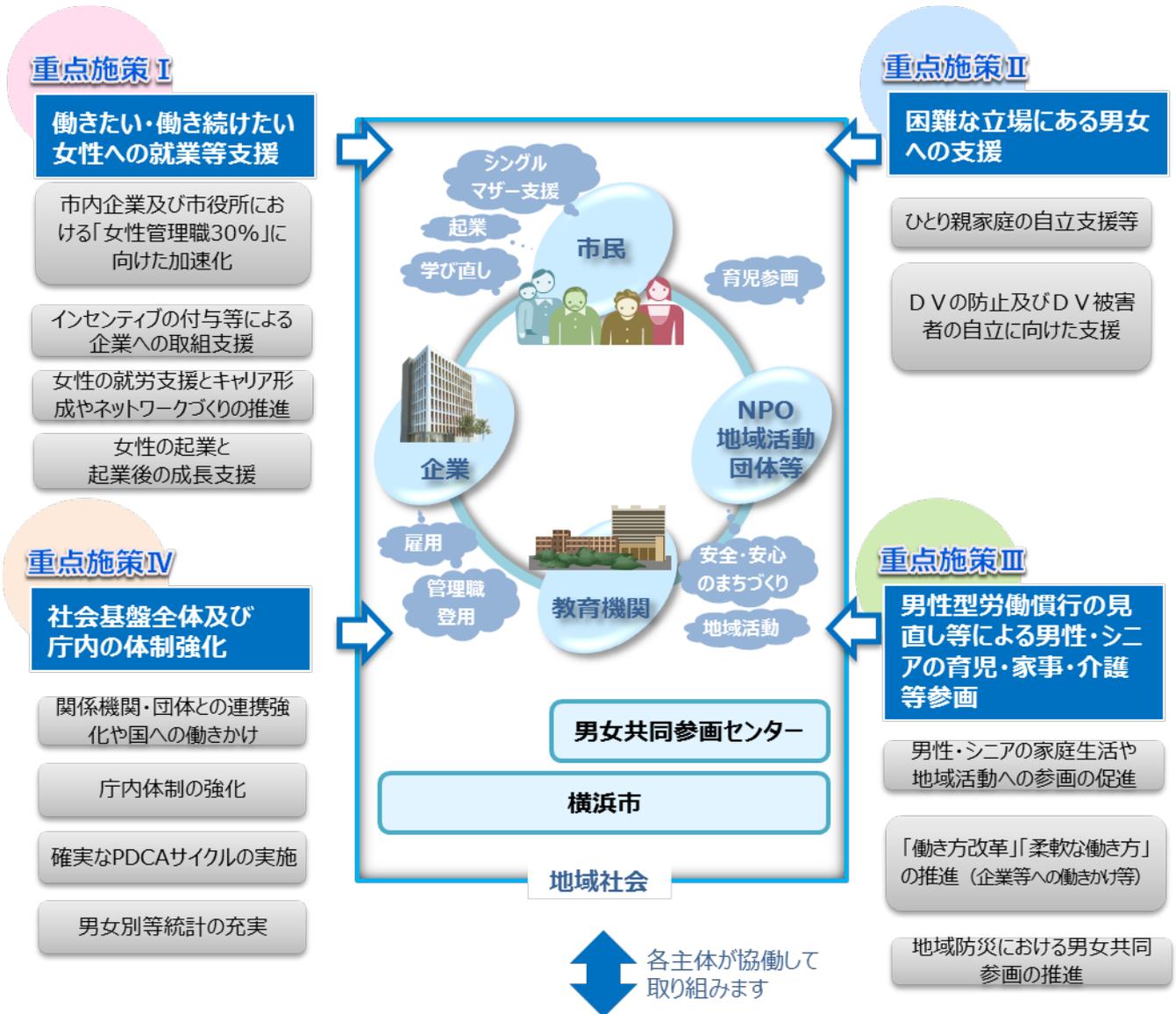
※ 重点施策 最近の社会情勢等を踏まえて優先的に取り組むべきこと

 重点施策に基づく取組項目



5. 4つの重点施策と優先的に取り組むべき事業

社会基盤全体及び市内の体制を強化しながら、市民一人ひとりや企業等に向けた支援を行い、地域社会全体で取組強化を進めます。



第4次横浜市男女共同参画行動計画

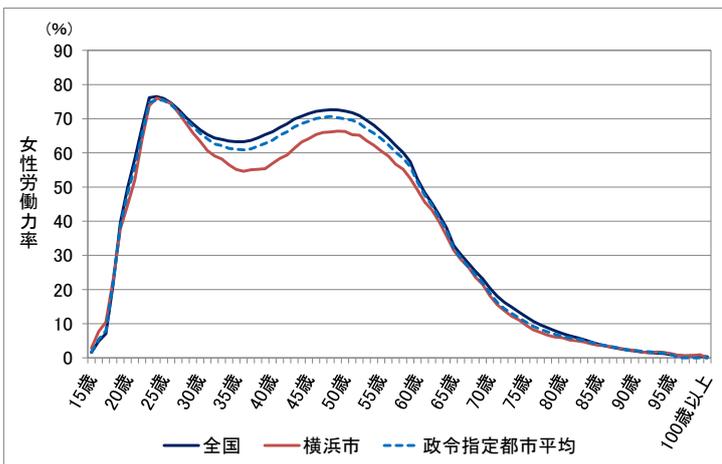


重点施策

働きたい・働き続けたい女性への就業等支援

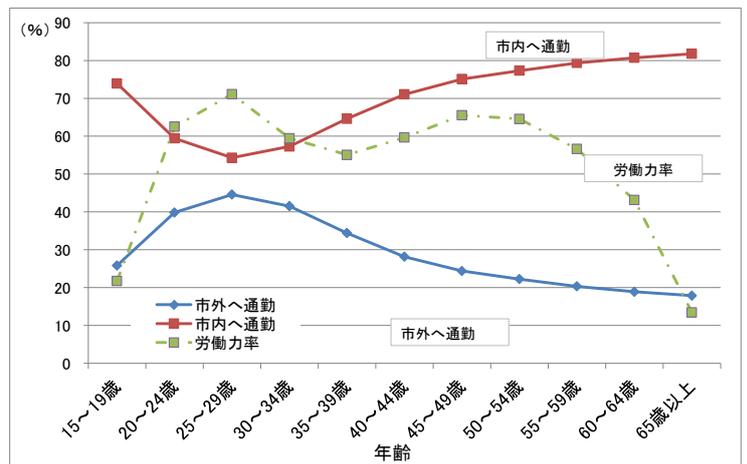
- 市内企業での女性雇用の促進に向けて、就労者に対しては、99%を占める中小企業を含め、市内企業で働くメリット等のPRを行い、「住居から比較的近い、市内中小企業で働き続ける」という選択肢を含んだ、様々なキャリアの提案が行われるように働きかけていきます。市内企業に対しては、女性を雇用・登用することによるメリットを経営層に伝えるなど、女性の積極的な登用の働きかけを行うとともに、企業へのインセンティブ等を付与すること等を通じて、雇用機会の拡大を図ります。これにより、家庭、職場、保育が近接するコンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）の形成を推進します。
- 子育てをしながら働き続けることが出来る環境整備に向けて、地域施設等を活用した子育て支援やICT（情報通信技術）の利活用の方法を検討するほか、マタニティ・ハラスメント対策を含め、職場理解を深めていく取組を進めます。
- 起業した女性は、社員として女性を雇用する割合も高く、また、出産や育児に際しても継続して就業する女性が多いことから、いわゆるM字カーブの解消や、柔軟で多様な働き方の推進など、様々な面で効果が期待できるため、起業への支援を強化します。
- ソーシャルビジネスや地域活動への参加といったように、社会貢献に重点を置いて能力を発揮したい女性など、多様なスタイルで活躍したい女性に対し、機会の提供や地域への働きかけによる支援等を行っていきます。

図 女性の年齢階級別労働力率の比較



(出典) 総務省「国勢調査」(平成 22 年)

図 横浜市に常住する 15 歳以上の就業者の女性、年齢(5 歳階級) 別市外・市内へ通勤する人口の割合と労働力率



(出典) 総務省「国勢調査」(平成 22 年)

横浜市は、全国や他都市と比べて女性の労働力率、女性の管理職割合が低く、女性の経済活動への参画の程度が十分ではありません。

女性が結婚・出産を機に離職する原因の一つとして、市外勤務の女性が比較的多く、長時間労働や長い通勤時間といった労働条件の問題があります。

指 標

*1 計画策定時点に把握できている最新の数値

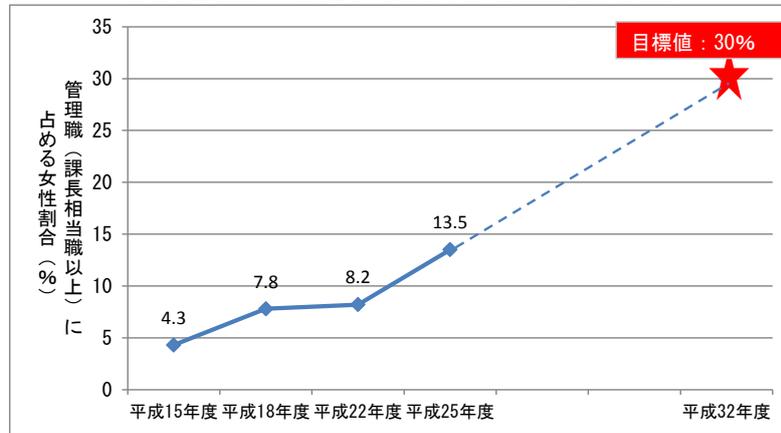
*2 32年度までに達成を目指す数値(32年度以外のモノはカッコ書きで表示)

成果指標 1	現状値 *1	目標値 *2
市内企業及び市役所の 管理職（課長相当職以上） に占める女性割合	市内企業 13.5%（25年度）（注1） 市役所 13.0%（26年度）	30%
活動指標	現状値	目標値
市内企業における 従業員女性割合（正社員）	28.6%（25年度）（注2）	50%
市役所における女性職員の 係長昇任試験受験率（注3）	16.1%（26年度）	50%（31年度）

注1・2 従業員規模30人以上の市内企業（農林水産業・鉱業等除く）を対象とした調査（事業所調査）

注3 昇任試験（概ね30代を対象）において、事務区分の受験資格のある女性職員のうち実際に受験をした女性職員の割合

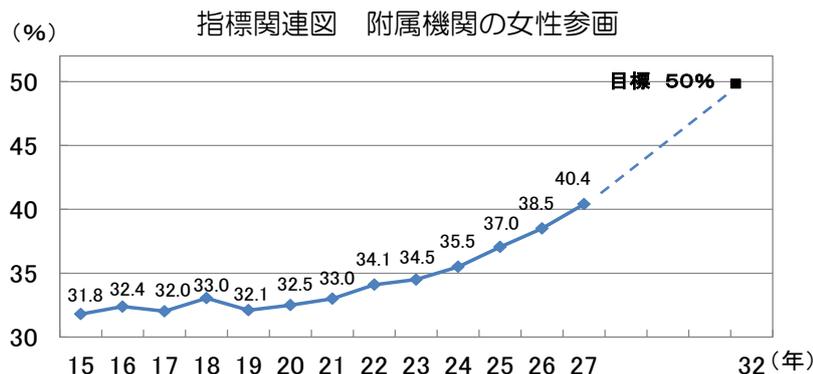
指標関連図 市内事業所の管理職割合の推移



（出典）横浜市「男女共同参画に関する事業所調査」（平成15～25年度）

成果指標 2	現状値	目標値
横浜市附属機関（注4）の 女性参画比率	40.4%（27年度）	50%
活動指標	現状値	目標値
女性割合40%未満の附属機関数 （3人以下の附属機関を除く）	48機関（27年度）	0機関

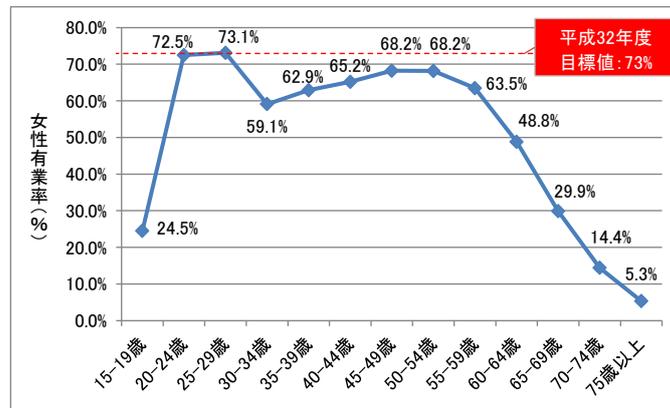
注4 地方自治法第138条の4第3項又は地方公営企業法第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関



取組分野Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

成果指標 3	現状値	目標値
25-44才の女性有業率	① 25-29歳 73% ② 30-34歳 59% ③ 35-39歳 63% ④ 40-44歳 65% (24年度)	①~④ 73%
関連指標	現状値	目標値
市内企業における男女別平均勤続年数の差	新規指標のため現状値なし	
活動指標	現状値	目標値
保育所待機児童数	20人(26年度)	0人
放課後19時までの居場所づくり		
①放課後キッズクラブの整備率	26.0%(25年度)	全校(31年度)
②必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割合	8.0%(25年度)	100%(31年度) (分割・移転を終えた全クラブ)
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	28.1%(25年度)	40%
就労支援の件数	2,297人(25年度)	12,500人(5か年累計)

指標関連図 女性有業率



(出典)総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

成果指標 4	現状値	目標値
女性起業家支援による創業件数 (注5)	109件(22-25年度実績)	170件(5か年累計)
活動指標	現状値	目標値
起業・経営相談件数	1,491件(26年度)	5,700件(5か年累計)
女性起業家向けのセミナー等の回数	29回(26年度)	145回(5か年累計)

注5 女性の起業・経営相談事業等を通じて創業した件数

(重点施策に基づく取組項目)

- ★【重点施策】 I-1 市内企業及び市役所における「女性管理職30%」に向けた加速化
- ・男女共同参画、女性の活躍推進に取り組む市内企業を「よこはまグッドバランス賞」として認定・表彰することや、公共調達等において積極的に評価することを通じて、女性の登用促進を図ります。
 - ・市役所においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画に沿って、「責任職の意識改革」、「仕事と家庭生活の両立支援／ワーク・ライフ・バランスの推進」及び「女性のチャレンジ・キャリア形成支援」に取り組みます。

- ★【重点施策】 I-3 インセンティブの付与等による企業への取組支援
- ・中小企業の事業者が、女性活躍推進のための就業規則の変更などに取り組む場合、費用の一部を「中小企業女性活躍推進事業助成金」として助成します。
 - ・男女共同参画、女性の活躍推進に取り組む企業に対して、公共調達等において積極的に評価することにより、受注機会の増大などを図ります。(再掲)

- ★【重点施策】 I-4 女性の就労支援とキャリア形成やネットワークづくりの推進
- ・女性の再就職・転職など、就業を支援するための総合相談窓口「女性としごと 応援デスク」等において、キャリアプランに関する相談や、就業情報の提供を行うほか、地域活動やソーシャルビジネスでの活躍も含めた相談対応も行います。
 - ・結婚、出産、育児などで離職したものの、再就職を希望する女性等を対象に、再就職等に係る情報提供やインターンシップを実施します。
 - ・働く女性のキャリアアップやネットワーク形成をお手伝いする、学びと交流のためのイベント「横浜女性ネットワーク会議」等を開催します。
 - ・ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、テレワークなど、ICTを活用した柔軟で多様な働き方の推進について、啓発や働きかけを行います。

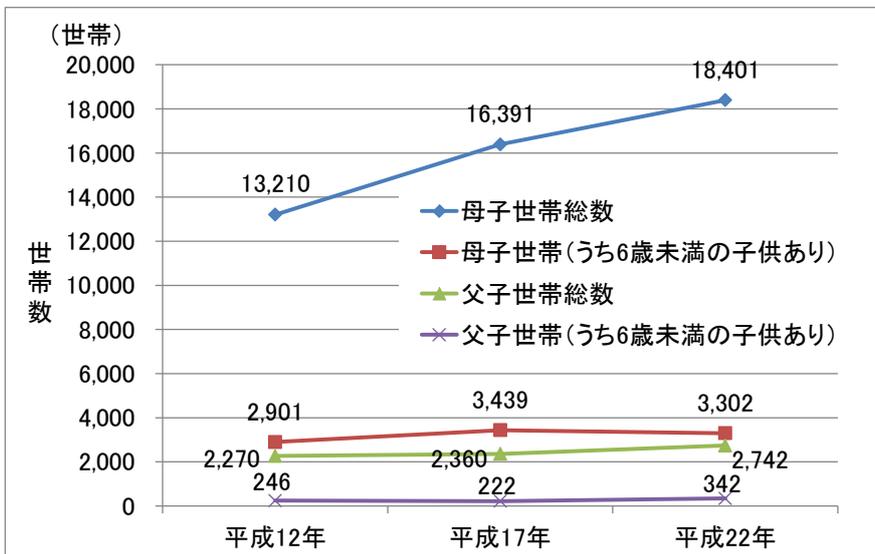
- ★【重点施策】 I-5 女性の起業と起業後の成長支援
- ・女性起業家のためのスタートアップオフィス「F-SUS よこはま」を運営します。また、事業開始に先立ち、実際の店舗運営を通じて試験的に販売等を行うトライアルスペース「Crea's Market (クリアズマーケット)」を運営します。
 - ・「女性起業家たまご塾」等において、起業を目指す女性のために販促のノウハウを伝える講座等を実施します。講座修了者に対しては、広報やイベントなどへのブース出展の紹介等を行い、継続的に支援します。

重点施策

困難な立場にある男女への支援

- ・ひとり親家庭が増加しているなか、母子家庭が貧困に陥らないよう、男女の賃金格差・所得格差の是正に向けた取組とともに、**就業支援や学び直しなどによる学習機会の提供など**、経済的自立に結びつけるための総合的な支援を行います。
- ・DV防止策については、男女を含めて相談機関の周知を図るとともに、根絶に向けた**広報啓発や若年層を対象とした予防啓発、教育の充実**を図ります。
- ・DV被害者への支援に関しては、被害者の安全を守るとともに、児童虐待や貧困等と絡み合い複合的な課題を抱える被害者への対応を求められることも多く、**関係機関や民間団体と連携し、切れ目のない支援**を行っていきます。

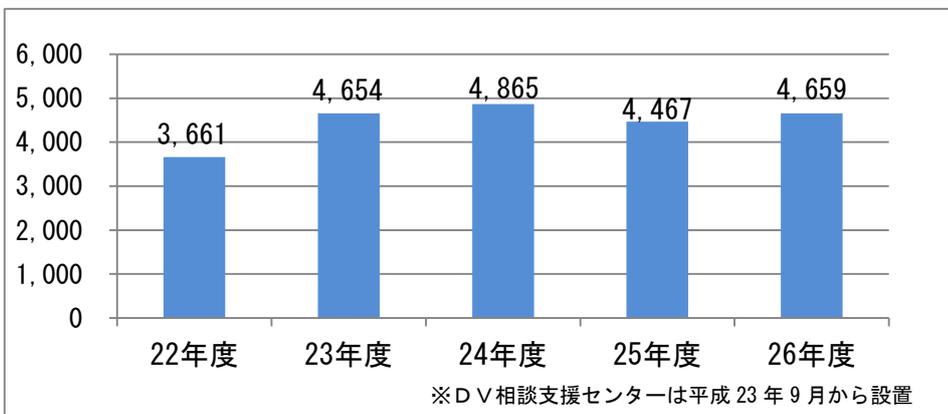
図 母子世帯数・父子世帯数



(出典)総務省「国勢調査」(平成12～22年)

市内のひとり親家庭は、全国的な傾向と同様に、ここ10年で約1.4倍に増加しています。

図 横浜市におけるDV相談件数の推移



(出典)横浜市「中期4か年計画 2014-2017」(平成26年)

(出典)横浜市「子ども青少年局、政策局資料」(平成23～25年度)

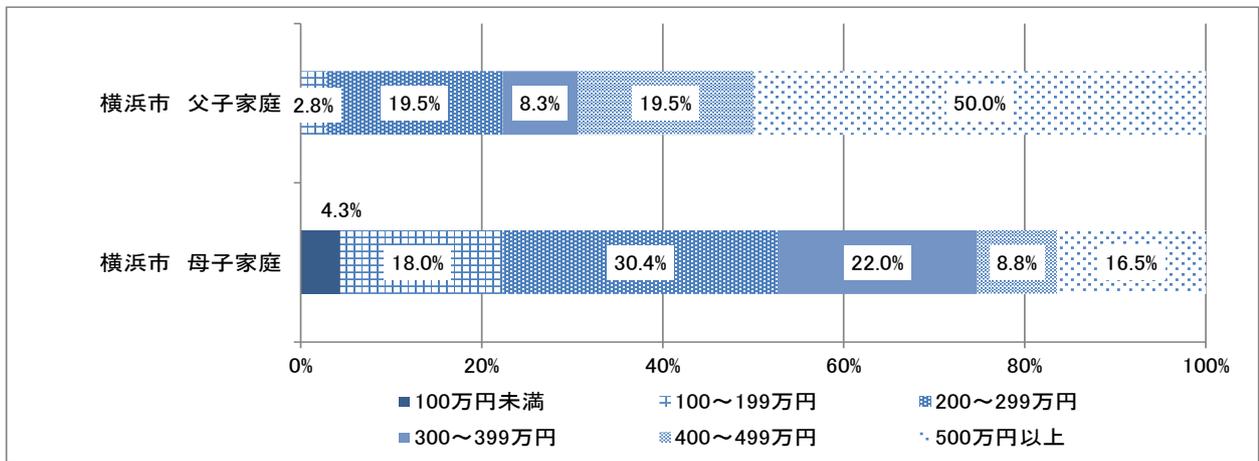
市内のDV相談件数は、近年4,500件前後で横ばいの傾向にあります。

指 標

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現		
成 果 指 標 1	現状値	目標値
ひとり親家庭の就労者数 (注1)	303 人 (26 年度)	1,900 人 (26 年度から 31 年度までの 6 か年累計)
関 連 指 標	現状値	目標値
児童扶養手当受給者数	20,869 人 (26 年度)	
活 動 指 標	現状値	目標値
ひとり親家庭等自立支援事業利用者数	5,137 人 (26 年度)	5,300 人 (31 年度)
男女共同参画センターにおけるひとり親就労支援事業の利用者数	12 人 (26 年度)	350 人 (5 か年累計)

注1 ひとり親家庭等自立支援事業利用者のうち、就労した人の数

指標関連図 横浜市における母子世帯・父子世帯の総収入



【参考】児童のいる世帯の平均所得額（全国）…658 万円
（平成 23 年国民生活基礎調査より）

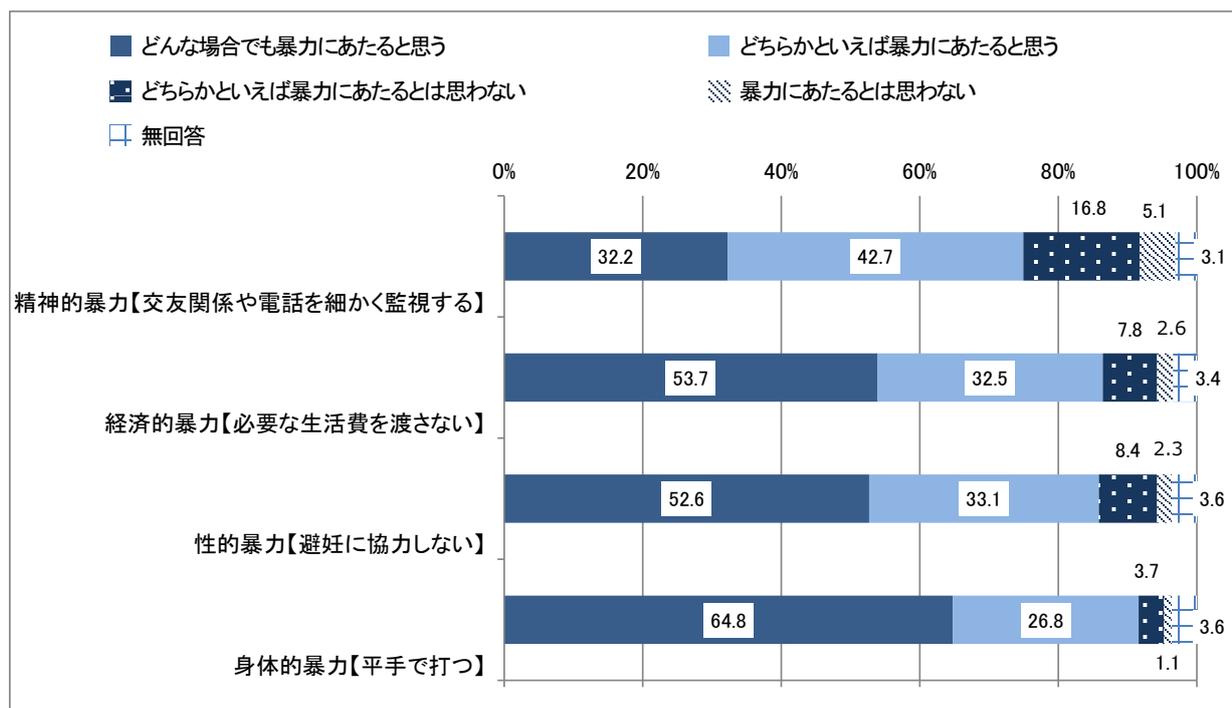
（出典）横浜市「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」の「横浜市母子家庭等実態調査」より集計（平成 24 年度）

成果指標 2	現状値	目標値
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 (注2) ①【精神的暴力】交友関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	① 32.2%(26年度) ② 53.7%(26年度) ③ 52.6%(26年度)	①、②、③100%
関連指標	現状値	目標値
DV被害者のうち暴力を受けた後に相談した人の割合	20.7% (26年度)	
DV相談件数	4,659件	
活動指標	現状値	目標値
若者向けデートDV (注3) 防止講座の開催数	26コマ	155コマ (5か年累計)
デートDV周知のためのチラシ等配布数	新規指標のため、現状値なし	30,000枚/年

注2 これらの暴力に対する認知度を上げることで、比較的認知度が高い身体的暴力を含めたすべての暴力に対する認識が向上されることを目的に設定(市民意識調査による)

注3 交際相手からの暴力(「たたく、ける」、「傷つく言葉を言う」、「大声でどなる」、「メールのチェックや友達づきあいを制限する」、「性的な行為の強要」、「デートの費用やお金を無理やり出させる」など)

指標関連図 配偶者やパートナーの間での暴力と思われる行為



(出典)横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成26年度)

(重点施策に基づく取組項目)

★【重点施策】Ⅱ－1 ひとり親家庭の自立支援等

- ・「ひとり親サポートよこはま（母子家庭等就業・自立支援センター）」において、就労支援員による一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援を実施するとともに、区福祉保健センターにおいても必要に応じて就労に関する相談やサポートを行います。
- ・男女共同参画センター等において、ひとり親家庭などの困難を抱える女性に対し、PC講座など、学び直しの機会を提供します。
- ・「ジョブスポット」などにおいて、区役所の福祉部門とハローワークが連携し、生活相談から就職まで一体的な支援を行います。
- ・夫婦関係や離婚に関する法律、制度等に関する情報を、講座、イベント、法律相談などを通じて提供します。
- ・生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。

★【重点施策】Ⅱ－2 DVの防止及びDV被害者の自立に向けた支援

<DV施策に関する基本方針>

基本方針1 相談支援体制の充実

- ・区福祉保健センター、男女共同参画センター、こども青少年局の3つの組織が一体となって、相互の機能を補完しあいながら、DV相談支援センターの機能を最大限に発揮します。
- ・DV相談支援センターにおいて、性別を問わず相談を受け付けるほか、県が設置する男性のための相談窓口と連携し対応します。

基本方針2 DV被害者の安全・安心の確保と自立支援策の充実

- ・関係機関・民間団体との連携により、DV被害者の一時保護や、自立に向けた切れ目のない支援を実施します。
- ・DV被害者へ精神科医師相談、心身の回復のための講座、サポートグループを開催するほか、自助グループ等の支援を行います。
- ・DV被害者と同伴児への支援を一体的に行うなど、DVのある環境で育った子どもへの支援を行います。

基本方針3 暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及等の取組の推進

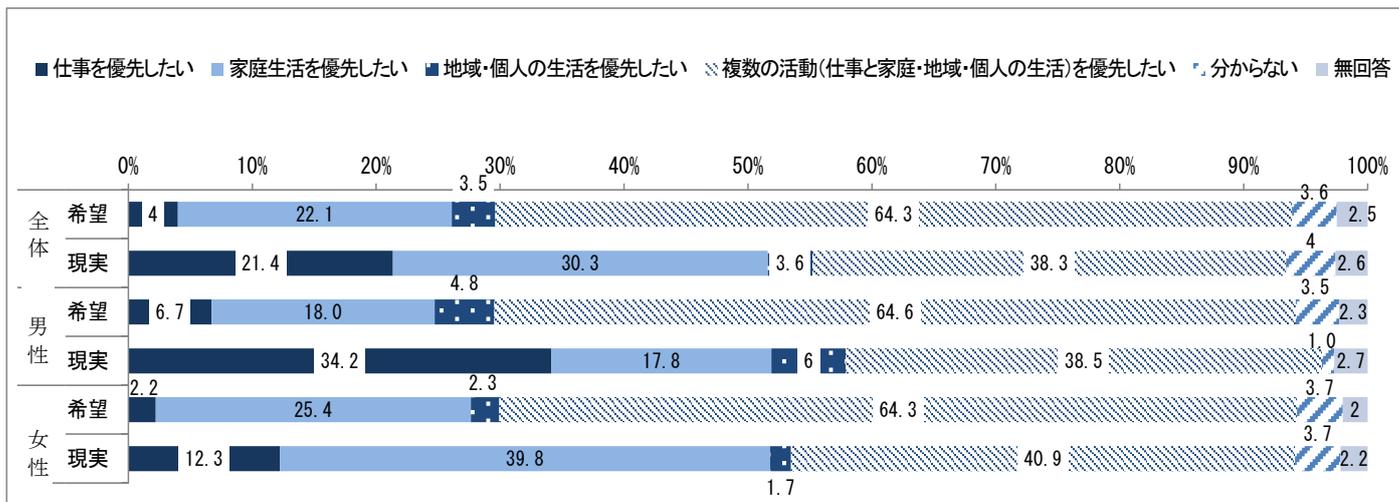
- ・チラシ、シールなどの紙媒体や、Webサイト等を十分に活用し、相談窓口に関する必要な情報を広く周知します。
- ・医療機関・学校や保育所等に対し、DV被害者への情報提供の方法や、DV相談支援センターの窓口等について、周知します。
- ・市内の中高大学を対象にデートDV防止講座等を実施します。

重点施策

男性中心型労働慣行の見直し等による男性・シニアの
育児・家事・介護等参画

- 横浜市の「男女共同参画に関する市民意識調査」では、実際に、「仕事と家庭生活を両立すること」を理想としている方が男女ともにも多い状況にもかかわらず、現実には、家事・育児への男性の関与は、3割程度を分担しているに過ぎず、理想と現実が乖離している状況も見受けられます。
そのため、今後、男性の家事・育児・介護等への参画を進めるにあたっては、男性自身への啓発だけではなく、企業に対して働き方の見直し等を強く働きかけていきます。
- 長時間労働等の男性中心型労働慣行の見直しについては、企業等における自主的な取組が不可欠であるため、意識啓発や制度の導入等、取組に積極的な企業に対する支援や表彰等を行うなど、意欲向上を図る取組を進めます。
- シニア世代の人口増加を踏まえ、シニア層が地域活動や地域における家事支援等の場面で活躍できるよう、きっかけづくりを行っていきます。
- 東日本大震災などの過去の災害時の経験と教訓を踏まえた、男女共同参画の視点からの日常的な地域防災の取組の重要性についても、理解を深めていきます。

図 生活の中での各活動の優先度の理想と現実



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 26 年度)

男性・女性いずれも約 6 割が生活の中で複数の活動（仕事、家庭生活、地域・個人の生活）を優先したいと感じながらも、現実には約 4 割しか複数の活動を優先できていません。

指 標

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり		
成果指標 1～4	現状値	目標値
男性の育児休業取得率(注1)	4.2% (25年度)	13%
女性と男性の家事・育児・介護時間の割合 (注2)	約1対3 ①男性：2時間40分 ②女性：8時間18分 (共働き世帯・平日 26年度)	1対1.5
年次有給休暇取得率(注3)	新規指標のため現状値なし	70%
さまざまな地域活動に参加したことがない 人の割合(直近3年間)(注4)	36.9%(26年度)	20%
関連指標	現状値	目標値
男性が育児休業を取得することについて、現在、 社会や企業の支援は十分と思う市民の割合	13.1% (26年度)	
市内に主たる事務所を置く男女共同参画社会の 形成の促進を図る活動を行うNPO法人の数	62法人 (26年7月31日)	
活動指標	現状値	目標値
「よこはまグッドバランス賞」認定事業所数	180事業所 (19-26年度までの累計)	225事業所 (5か年累計)
女性活躍推進に取り組む企業への支援数(注5)	4件 (26年度)	60件 (5か年累計)
ワーク・ライフ・バランス推進に関するセミナー数	6回	8回
男女共同参画に関する防災講座の参加者数	約1,750人 (22-26年度平均)	10,000人 (5か年累計)

注1 配偶者が出産した男性従業員のうち育児休業を取得した人の割合(事業所調査による)

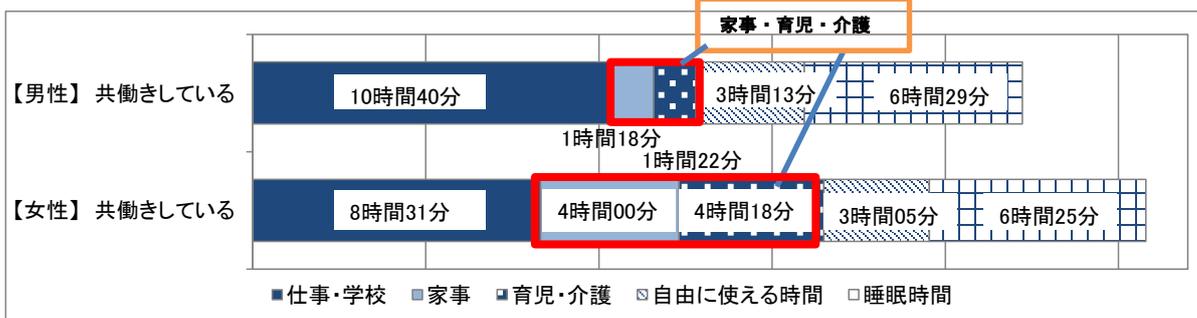
注2 女性と男性が一日に家事・育児・介護にあてる時間の割合(市民意識調査による)

注3 算定期間中の年次有給休暇の取得日数計を算定期間中の年次有給休暇の付与日数計で除した値(%)。算定期間中の付与日数計には繰越分は含まない。(事業所調査による)

注4 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、学習活動やスポーツ活動、趣味や娯楽活動、NPOやボランティア活動などを含めた活動に、直近3年間に参加したことがない人の割合を減少させることを目標としたもの

注5 中小企業女性活躍推進事業などによる女性活躍推進に取り組む企業への支援数

指標関連図 生活の中で各活動に費やしている時間—【仕事や学校のある日】世帯類型別—

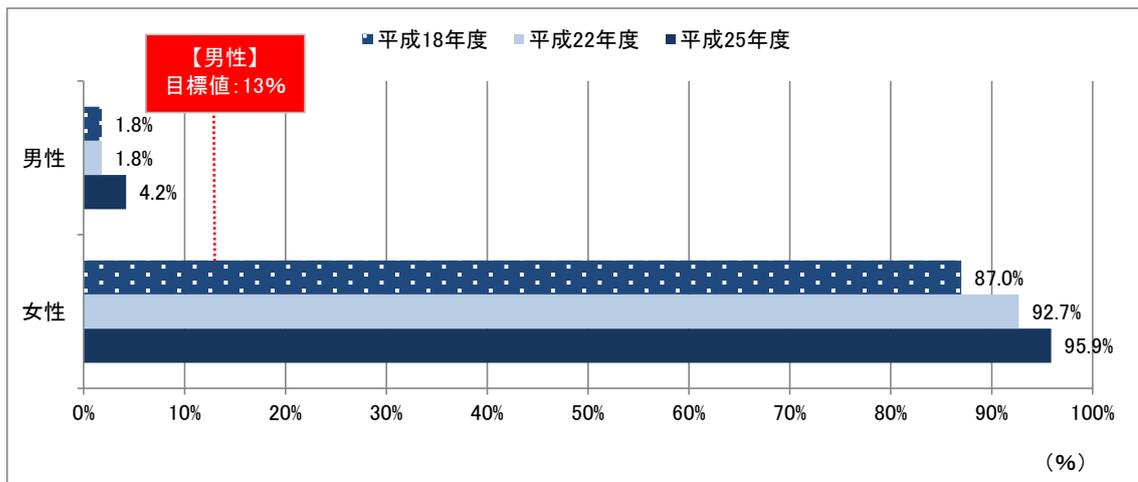


共働き家庭の生活においても、家事・育児・介護の時間を見ると、男性は女性の約3分の1となっています。

(出典)横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成26年度)

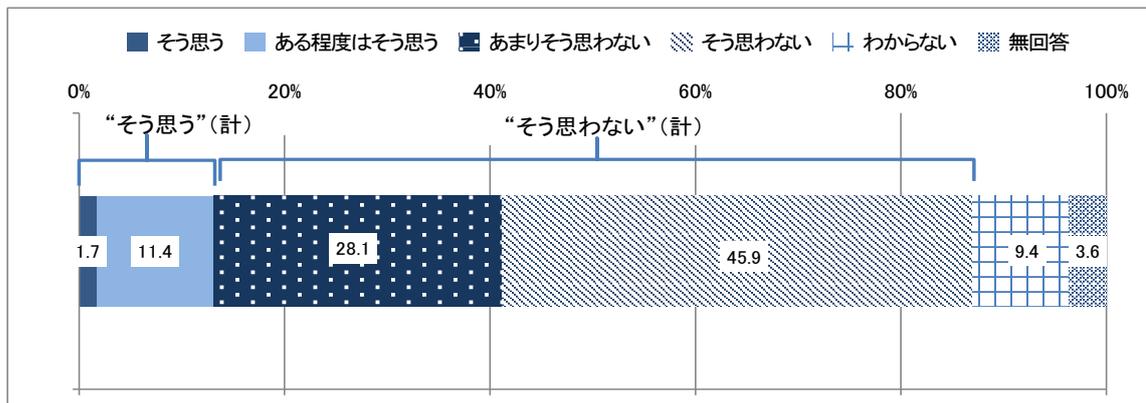
取組分野Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり

指標関連図 育児休業取得率



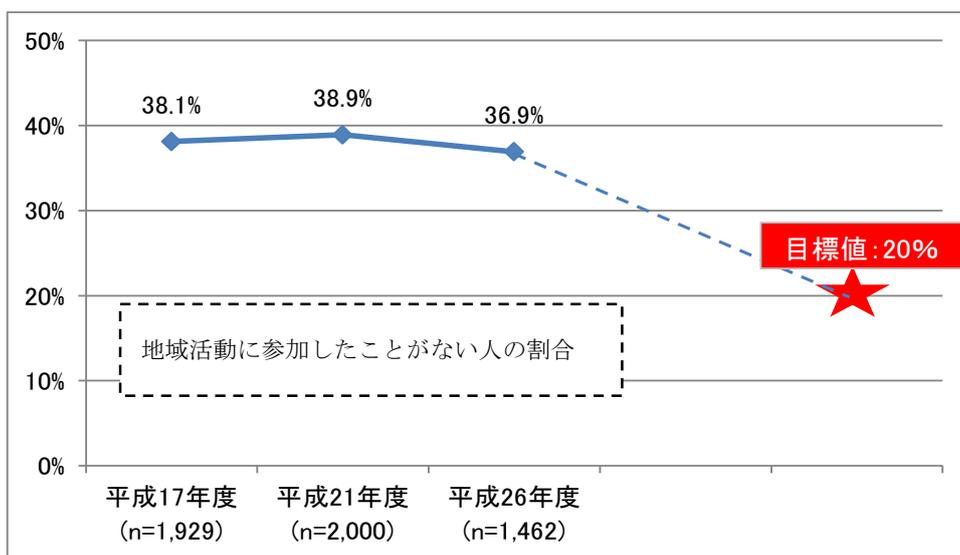
(出典)横浜市「男女共同参画に関する事業所調査」(平成18~25年度)

指標関連図 男性が育児のための休業や休暇をとることについての社会や企業の支援に対する意識



(出典)横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成26年度)

指標関連図 さまざまな地域活動への参加状況



(出典)横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成17~26年度)

(重点施策に基づく取組項目)

★【重点施策】Ⅲ－１ 男性・シニアの家庭生活や地域活動への参画の促進

- ・男性の家事・育児参加促進を図る「父親向け講座」等を実施します。
- ・ウェブサイトや広報物等で、男性の家事・育児支援に関する情報提供と市民への啓発を行います。
- ・介護等でニーズが高まることが予想される家事支援サービス等にも、「シルバー人材センター」のサービスが活用できることについて周知・PRを行います。
- ・祖父母世代を主な対象として、自身及び地域の孫育てや地域ぐるみの子育てに関する講座等を地域に合った形で実施します。
- ・高齢者の心身の状況に合わせた就労や地域活動などを紹介し、社会参加を促していく相談窓口「生きがい就労支援スポット」を開設します。
- ・「よこはまシニアボランティアポイント事業」により、高齢者の介護保険施設等におけるボランティア活動を支援します。
- ・「おやじの会」をはじめ、親子でふれあう事業などを通して、家庭教育や地域活動への父親層の参加を促進します。

★【重点施策】Ⅲ－２ 「働き方改革」「柔軟な働き方」の推進（企業等への働きかけ等）

- ・女性も男性も働きやすい職場づくりを進める中小事業所を「よこはまグッドバランス賞」と認定し、交流会を開催するなど、その取組を広く紹介します。（再掲）
- ・企業経営者・人事労務担当者に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や、経営上のメリット・必要性、具体的な取組方法等について情報提供するセミナーの開催や、リーフレットの発行・啓発を行います。また、市民の方向けのセミナーやイベントを開催するとともに、チラシ等を発行し、啓発を行います。
- ・様々な団体、企業、学校、行政機関等が実施する研修会等に、男女共同参画センター等のスタッフを講師として派遣します。
- ・ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備を促進するため、中小・中堅企業等の様々な取組に関する相談に応じるとともに、専門家を派遣します。

★【重点施策】Ⅲ－７ 地域防災における男女共同参画の推進

- ・震災対策において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を明記し、検討部会、防災会議、企画立案部署等への女性の参画を積極的に推進します。
- ・「YOKOHAMA わたしの防災カノート」を活用し、区役所、家庭防災員研修会及び地域子育て支援拠点などにおいて、学習会を実施します。
- ・「横浜市民防災支援センター」における研修・学習プロジェクトにおいて、男女共同参画の視点からの防災対策カリキュラムを実施します。

重点施策 社会基盤全体及び庁内の体制強化

- 地域の実情を踏まえ、市民一人ひとりが男女共同参画推進の取組が実感できるような施策を進めていくため、市内に3館ある男女共同参画センターをはじめ様々な地域資源を活用するとともに、地域における様々な関係機関のネットワークを形成し、一層、地域に密着した取組を推進していきます。
- 市役所自らが率先して取り組むこと、庁内の推進体制を強化し、各所管の取組を促進していくこと、課題解決のためのプロジェクトチームを設置すること等により、地域社会を牽引できるような、自主的かつ具体的なアクションを起こしていきます。
- 市内における男女共同参画の状況及び課題を正確に把握することで、地域の実情に応じた施策を進めていくため、現在行っている調査についても男女別等データの収集など、統計の一層の充実を図ります。

(※ 成果指標は設定しません。)

(重点施策に基づく取組項目)

★【重点施策】Ⅳ－1 関係機関・団体との連携強化や国への働きかけ

- 関係する民間団体や経済団体、地域団体などで構成される、「地域プラットフォーム」を設置し、関係機関・団体のネットワーク作りや連携した取組を進めます。
- 「ウーマンポート横浜」など、既存の関連ポータルサイトと連携しつつ、情報を一括して分かり易く提供できるポータルサイトを開設します。
- 様々な機会を通じて、国の制度及び予算に関する提案・要望を行います。

★【重点施策】Ⅳ－2 庁内体制の強化

- 市長を会長とする「男女共同参画推進会議」を設置し、計画進捗管理を行います。
具体的な各事業の所管を明確にしながら、横断的な重要課題については、プロジェクトチームを設置し、連携しながら進めます。

★【重点施策】Ⅳ－3 確実なPDCAサイクルの実施

- 計画達成を着実に図るため、計画の推進主体を明確にしながら、できる限り数値上の成果指標等を設定し、年度ごとの評価と進捗管理を行います。

★【重点施策】Ⅳ－4 男女別等統計の充実

- 男女それぞれが置かれた状況等を客観的に把握するため、必要性の高いものから、段階的に市の男女別等統計を把握していきます。

～取組分野における各指標について～

☆達成度や進捗状況を把握・評価することで、課題を明らかにし、その後のより効果的な推進につなげます。また、年度ごとの達成状況を市民の皆様公表します。

「成果指標 = 取組の結果、“何”が“どのように”になっているか」の設定

取組分野ごとに成果指標を設定し、その達成状況を把握して、次期行動計画に反映します。

「活動指標 = 成果指標の達成に向けて“何”が“どれくらい”進んでいるか」の設定

成果指標の進捗に関わる指標を活動指標として設定し、進捗状況を見ることで、要因の把握を行います。

「関連指標」の設定

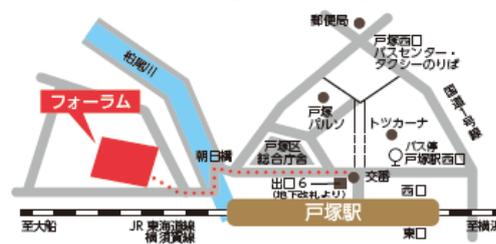
成果指標に影響を与える外部要因などの背景となる情報を把握し、計画の達成度をよりの確に把握するため、成果指標に関連する指標を設定します。

なお、本指標は市の取組だけにとどまらず、外的要因の影響が大きいものや、目標を達成することが必ずしも適当でないものであるため、目標値は設定せず、数値の状況把握を行います。

男女共同参画センターのご案内

横浜市では、男女共同参画推進の拠点施設として、3館の男女共同参画センターを設置しています。男女共同参画センターでは、男女共同参画に関する資料及び情報の収集・提供、講座・講演会の開催、相談など様々な事業を行っています。また、ホール、会議室、セミナールームなどを、活動・交流の場として利用できます。

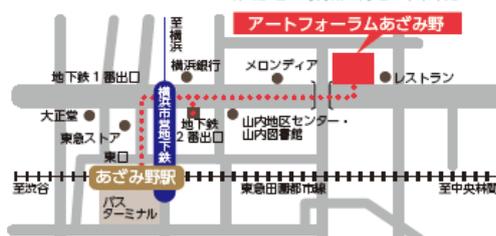
フォーラム 所在地 戸塚区上倉田町435-1 ☎045-862-5050
交通 JR・市営地下鉄「戸塚駅」徒歩5分
開館時間 9:00～21:00 日曜・祝日 9:00～17:00
休館日 毎月第4木曜・年末年始



フォーラム南太田 所在地 南区南太田1-7-20 ☎045-714-5911
交通 京急線「南太田駅」徒歩3分
市営地下鉄「吉野町駅」徒歩7分
開館時間 9:00～21:00
休館日 毎月第3月曜・年末年始



アートフォーラム あざみ野 所在地 青葉区あざみ野南1-17-3 ☎045-910-5700
交通 市営地下鉄・東急田園都市線「あざみ野駅」徒歩5分
開館時間 9:00～21:00 日曜・祝日 9:00～17:00
休館日 毎月第4月曜・年末年始



横浜市政策局男女共同参画推進課

平成 28 年 月発行

〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1

☎045-671-2017 fax 045-663-3431

e-mail ss-danjo@city.yokohama.jp

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/danjo/>

(案)

第4次 横浜市男女共同参画行動計画（原案）

平成28年度～平成32年度

～誰もが安心と成長を実感できる
日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市の実現に向けて～

DV防止計画 抜粋版

平成 年 月 日

目次

計画の策定にあたって.....	
I. 行動計画の全体像.....	
1. 位置づけ.....	
2. ねらいと基本理念.....	
3. 計画期間.....	
4. 行動計画の体系.....	
5. 4つの重点施策と優先的に取り組むべき事業.....	
II. 策定の基本的考え方と策定後の進行管理.....	
1. 策定の基本的考え方.....	
2. 策定後の進行管理.....	
III. 重点施策.....	
1. 現状及び特徴.....	
2. 重点施策.....	
IV. 取組分野と主な事業.....	
取組分野Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍.....	
I-1 市内企業及び市役所における「女性管理職30%」に向けた加速化.....	
I-2 市附属機関等への女性参画比率の向上.....	
I-3 インセンティブの付与等による企業への取組支援.....	
I-4 女性の就労支援とキャリア形成やネットワークづくりの推進.....	
I-5 女性の起業と起業後の成長支援.....	
I-6 多様な選択を可能にする学習機会の提供.....	
取組分野Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現.....	5
II-1 ひとり親家庭の自立支援等.....	
II-2 DVの防止及びDV被害者の自立に向けた支援（DV防止法に基づく市町村基本計画）.....	5
II-3 女性や子どもに対する暴力の予防と根絶.....	
II-4 ハラスメント防止対策の推進.....	
II-5 性を理解・尊重するための教育と相談.....	
II-6 ライフステージに対応した支援と性差医療が受診しやすい環境づくり.....	
II-7 性別に関わる問題の解決に向けた相談・支援等.....	
II-8 高齢者・若年者・障害者・外国人等、困難を抱えたあらゆる女性の安定した活と社会参加のための支援.....	

取組分野Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり
Ⅲ－1 男性・シニアの家庭生活や地域活動への参画の促進
Ⅲ－2 「働き方改革」「柔軟な働き方」の推進（企業等への働きかけ等）
Ⅲ－3 多様なニーズに対応する保育・教育・子育て環境の整備
Ⅲ－4 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供の強化
Ⅲ－5 男女共同参画推進のための広報・啓発
Ⅲ－6 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育（キャリア教育を含む）
Ⅲ－7 地域防災における男女共同参画の推進
Ⅲ－8 男女共同参画に関する国際的な協調と活動への支援
取組分野Ⅳ 推進体制の整備・強化
Ⅳ－1 関係機関・団体との連携強化や国への働きかけ
Ⅳ－2 庁内体制の強化
Ⅳ－3 確実な PDCA サイクルの実施
Ⅳ－4 男女別等統計の充実

資料編

取組分野Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

* 1 計画策定時点に把握できている最新の数値

* 2 32年度までに達成を目指す数値（32年度以外のはカッコ書きで表示）

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現		
成果指標 1	現状値 *1	目標値 *2
ひとり親家庭の就労者数 (※1)	303人(26年度)	1,900人 (26年度から31年度までの6か年累計)
関連指標	現状値	目標値
児童扶養手当受給者数	20,869人(26年度)	
活動指標	現状値	目標値
ひとり親家庭等自立支援事業利用者数	5,137人(26年度)	5,300人(31年度)
男女共同参画センターにおけるひとり親就労支援事業の利用者数	12人(26年度)	350人(5か年累計)

※1ひとり親家庭等自立支援事業利用者のうち、就労した人の数

成果指標 2	現状値	目標値
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合(※2) ①【精神的暴力】交友関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	① 32.2%(26年度) ② 53.7%(26年度) ③ 52.6%(26年度)	①、②、③100%
関連指標	現状値	目標値
DV被害者のうち暴力を受けた後に相談した人の割合	20.7%(26年度)	
DV相談件数	4,659件	
活動指標	現状値	目標値
若者向けデートDV(※3)防止講座の開催数	26コマ	155コマ(5か年累計)
デートDV周知のためのチラシ等配布数	新規指標のため、現状値なし	30,000枚/年

※2これらの暴力に対する認知度を上げることで、比較的認知度が高い身体的暴力を含めたすべての暴力に対する認知度が向上されることを目的に設定(市民意識調査による)

※3交際相手からの暴力(「たたく、ける」、「傷つく言葉を言う」、「大声でどなる」、「メールのチェックや友達づきあいを制限する」、「性的な行為の強要」、「デートの費用やお金を無理やり出させる」など)

平成 23 年 1 月に策定した「DV防止法に基づく市町村基本計画」（以下DV防止計画という。）における基本方針に基づき、「こども青少年局」、「区福祉保健センター」、「男女共同参画センター」の3つの組織が一体となって、横浜市配偶者暴力相談支援センター（以下、「DV相談支援センター」という。）を運営し、関係機関との連携及び、啓発強化等について取り組みました。横浜市におけるDV相談件数は年間約 4,500 件で推移しています。

全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数や、警察における暴力相談等の対応件数も増加しており、被害者の多くが女性です。また、各都道府県に設置されている婦人相談所には、暴力の被害等により一時保護される女性に伴って家族も保護されていますが、横浜市では 26 年度に一時保護した件数のうち、約半数が子どもを同伴した母子世帯です。

DV被害を受けた人が安心して生活するための支援は、暴力の影響から回復するための精神的・心理的支援、生活費等の金銭的な支援、就業の支援、住居の確保など、DV相談支援センターや関係機関がより一層連携し、総合的に支援をすることが必要です。

また、DVがある家族の中で育った子どもは、家庭内の混乱に巻き込まれており、暴力行為の目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育にとどまらず、直接的に暴力行為にあたる言動を受けていることも少なくありません。これらの影響から、情緒や行動の面で問題を抱えていることも多く、個別かつ専門的な支援が必要です。

さらに、DV被害者に関わる個人情報の漏えいは、被害者の生命や生活を脅かすこととなります。個人情報の流出が社会問題となっている中で、個人情報管理の徹底を図り、DV被害者やその家族の安全を確保する必要があります。

同時に、深刻な被害の防止と暴力の根絶のためには、加害者更生のための支援や、若い世代への啓発・予防教育、相談窓口の周知などの取組の充実が求められます。

以上を踏まえ、DV施策に関する基本方針を次のとおり定め、横浜市は市民に最も身近な行政機関として、被害者の立場に立ち、自立に向けた切れ目のない支援を行います。

<DV施策に関する基本方針>

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 基本方針 1 | 「相談支援体制の充実」 |
| 基本方針 2 | 「DV被害者の安全・安心の確保と自立支援策の充実」 |
| 基本方針 3 | 「暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及等の取組の推進」 |

連携し、安心して相談できる体制を充実します。また、職員等への研修等を充実し、支援者の育成と資質向上を図ります。

<主な事業>

①DV相談支援センター機能の発揮

- ・区福祉保健センター、男女共同参画センター、こども青少年局の3つの組織が一体となって、相互の機能を補完しあいながら、DV相談支援センターの機能を最大限に発揮します。

②DV相談支援センターの相談・支援スキルのレベルアップ及び専門性の向上

- ・DV相談支援センターの調整・統括部門であるこども青少年局において、区福祉保健センターや男女共同参画センターへの情報提供、スーパーバイズ、研修を行い、相談・支援スキルのレベルアップ及び専門性の向上を図ります。また、児童虐待など複合的に課題のあるケースの対応研修も実施します。

③関係機関との連携強化による相談体制の充実

- ・DV相談支援センターが定期的に連絡会議で情報共有を行い、相談・関連窓口において、相談者に適切な情報提供及び助言を行います。
- ・DV相談支援センター等において、夜間・休日の電話相談体制を、引き続き確保します。
- ・緊急時の対応や夜間の相談については、警察と連携して支援します。
- ・外国人女性等への支援については、民間団体と協働して多言語による相談を実施します。
- ・DV相談に関する統計等を活用し、実態の把握を進めながら、相談体制の充実を図ります。

④相談窓口における安全性の確保とプライバシー等の保護

- ・相談者のプライバシー及び個人情報の保護を図ります。
- ・相談者及び相談員の安全確保を図ります。

⑤男性被害者への支援の充実

- ・DV相談支援センターにおいて、性別を問わず相談を受け付けます。

- ・神奈川県が設置する男性のための相談窓口と連携し対応します。男性専用相談の必要性について、国の動向等も含めて状況把握に努めます。

基本方針2 DV被害者の安全・安心の確保と自立支援策の充実

DV被害者の自立への支援にあたっては、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就業、子どもへの支援等、様々な課題を解決する必要があります。関係機関や民間団体と連携し、被害者の保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。

<主な事業>

①関係機関、民間団体との連携による一時保護の実施

- ・DV被害者の一時保護にあたっては、神奈川県配偶者暴力相談支援センターと連携し実施します。
- ・民間団体の活動を支援するために、運営費等を補助します。
- ・DV被害者の安全に配慮し、同行支援を実施します。
- ・緊急的な一時保護が必要な場合は、特に警察と連携し対応します。
- ・一時保護中も施設と連携し、自立に向けた継続的な支援に取り組みます。

②危機管理の徹底のための取組

- ・DV被害者支援に関連する業務を行う部署におけるDV支援の理解を深めるため、研修を実施します。
- ・コンプライアンス関連部署や個人情報保護関連部署と連携し、全庁的にDV被害者の安全確保と個人情報保護の取組を推進します。
- ・円滑な転校・就学手続きができるよう、必要な連携を行い情報管理を徹底します。
- ・学校において、子どもやDV被害者の安全の確保と情報管理に努めます。

③保護命令制度の情報提供等

- ・被害者への接近禁止など安全確保に関する保護命令制度について、弁護士や裁判所等と連携して相談対応します。

④身体的・精神的な支援

- ・男女共同参画センターにおいて、精神科医師相談、心身の回復のための

- 講座、サポートグループの開催及び自助グループ等の支援を行います。
- ・男女共同参画センターをDV被害者が気軽に立ち寄れ、安心して居られる「居場所」とし、地域における支援を展開します。
 - ・一時保護の調整に時間を要する場合等に、関連事業を利用することで相談者や同伴児の負担を軽減します。

⑤自立に向けた継続的な支援

- ・婦人保護施設やステップハウス²⁵を設置している民間団体と連携し、相談・支援を行います。
- ・18歳未満の子どもを養育しているDV被害者を母子生活支援施設において保護するとともに、心身と生活の安定のために、生活支援・就労支援など、自立に向けた支援を行います。
- ・婚姻関係（離婚等）、親権及び財産等の相談について、法テラス神奈川や神奈川県弁護士会等と連携し、法律相談や法律講座の情報提供を行います。

⑥子どもの支援

- ・児童相談所と連携し、ケースカンファレンスを実施するなど、DVのある環境で育った子どもへの支援の充実を図ります。
- ・区福祉保健センターにおいてDV被害者と同伴児への支援を一体的に行います。
- ・学校において、子どもの心身のケアの充実を図ります。
- ・一時保護されている子どもへの学習教材の提供などの働きかけを行います。
- ・住民票がなくても居住していることが明らかな場合には、予防接種や健診等のサービスが利用できること等、DV被害者に対して適切な情報提供を行います。

⑦住宅確保の支援

- ・一時保護施設退所後の転居先に関する継続的な支援を行います。
- ・保証人のいないDV被害者を対象にした民間住宅あんしん入居事業を継続して活用します。
- ・市営住宅入居者募集におけるDV被害者世帯の優遇を引き続き行います。

²⁵一時保護後の自立に向けた準備を行うための住まい。

⑧就労支援・経済的支援

- ・男女共同参画センター等において、就労相談、就労支援講座、起業支援等の女性のための多様な就労支援を実施します。
- ・生活保護制度等を活用し、DV被害者の経済的な自立を支援します。
- ・「ひとり親サポートよこはま」やジョブスポット等の関連事業につなげるなど、就労を支援します。

⑨外国人・高齢者・障害者など複合的に困難を抱える人への支援

- ・様々な困難を抱える外国人女性・母子等に対し、電話や面接による相談及び通訳派遣などを行います。
- ・高齢者・障害者等のDV被害者や、障害がある同伴児について、関係機関と連携し、一時保護と自立支援の充実を図ります。

⑩関係部署、関係機関等との連携

- ・区福祉保健センター各部署向けに研修を実施するなど、関係部署が一体となって支援できるよう働きかけを行います。
- ・区における要保護児童対策地域協議会などを活用し、日頃から顔の見える関係づくりを行うなど、関係機関と連携を強化することで、適切な支援に結び付けます。
- ・関係部署同士がDV支援に関わる情報を共有するためのDV相談支援センター連絡会議を定期的を開催し、支援の標準化を図るとともに、個人情報取扱のルール徹底等に取り組みます。
- ・DV施策推進連絡会²⁶や関係機関連絡会等を定期的を開催し、警察・学校・弁護士・県・民間団体等と連携し、情報共有を進めます。

⑪証明書の発行

- ・DV相談支援センターでは、DVから脱した後の生活において、就労や児童手当等の各種手続きが円滑に進むよう、「配偶者からの暴力の被害者に関する証明書」を発行するとともに、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する制度を適切に運用し、DV被害者を支援します。

<参考> DV相談支援センターの証明書発行件数：平成23年度（124件）、平成24年度（212件）、平成25年度（237件）、平成26年度（222件）

²⁶ 横浜市におけるDV防止及びDV被害者の保護を図るための施策を、関係機関等の連携協力の下、総合的に推進するための関係者間の円滑な情報交換や調整を行う会議

基本方針 3 暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及等の取組の推進

横浜市において、DV被害者のうち相談した人の割合は約2割（市民意識調査）にとどまっていることを踏まえ、DVが重大な人権侵害であることを周知し、DVの正しい理解の促進に取り組みます。

また、若い世代への啓発が重要であるため、中学・高校・大学を対象に、暴力防止の理解を深めるための講座等を実施します。

<主な事業>

①相談窓口の周知及びDVの正しい理解の促進

- ・DV被害者にとって、支援者となりうる身近な家族、友人や同僚等に対し、啓発や情報提供を行います。
- ・チラシ、シールなどの紙媒体や、Webサイト等を十分に活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。
- ・外国人に対し、相談窓口を周知できるよう、多言語での広報展開など、広報を充実します。
- ・関係機関に対し、DV被害者への二次被害を防止するための情報提供を行うとともに、関係機関による研修を促します。

②関係機関・民間企業等との連携

- ・医療機関・学校や保育所等に対し、DV被害者への情報提供の方法や、DV相談支援センターの窓口等について、周知します。
- ・民間企業等と連携し、市内の観光名所等のライトアップなどDVに関する理解のきっかけとなる効果的な広報を実施します。
- ・男女共同参画センターにおいて、ライブラリ機能を活用したDVに関する情報提供や、市民グループとの協働による啓発講座等を行います。

③若い世代に向けた暴力防止の啓発強化

- ・市内の中高大学を対象にデートDV防止講座を実施するほか、大学生等と連携して、中学・高校生向けのデートDV防止啓発等の講座を実施します。
- ・若年層からの人権教育を充実します。
- ・教育関係者等への啓発を実施します。

④若い世代向けの周知媒体の充実

- ・若者の視点に立ったデートDV防止啓発を行うため、若者にとって身近

なアプリの開発等、ICTを活用し、若者の理解促進に取り組みます。

⑤加害者対策

- ・DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体への支援を行うとともに、国や他都市及び民間団体の情報収集を行います。

コラム6 身近にある、DV・デートDV、ひとりで悩まないで相談を

みなさんは、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」や「デートDV」という言葉を知っていますか？

一般的に、DVは配偶者（事実婚・元配偶者含む）からの暴力、デートDVは特に若年層で起きる交際相手からの暴力のことを言います。この「暴力」には、「殴る」「蹴る」といった身体への暴力のほか、「バカ、死ねなどと言う」「無視をする」等の精神的暴力、「生活費を渡さない」等の経済的暴力、「避妊に協力しない」等の性的暴力も含まれます。

自分には関係のない話だと思う人も多いかもしれませんが、「約10人に1人が、交際相手から暴力を受けたことがある」*とされています。もしかしたら、周りにDVで苦しんでいる人がいるかもしれません。そのような時は、ひとりで悩まず、家族や学校、あるいは横浜市DV相談支援センター等の相談窓口にご相談してください！

※平成26年度「男女間における暴力に関する調査」内閣府

【政策局男女共同参画推進課】